

令和8年度診療報酬改定を踏まえた「やむを得ない事情における人員欠如に係る特例的な取扱い」について(地域密着型サービス)

参照ホームページ:Vol.1502 令和8年5月8日 厚生労働省老健局

<https://www.mhlw.go.jp/content/001698614.pdf>

1 主な内容

厚生労働省老健局より、人材確保が困難な状況等を踏まえ、一部対象サービスにおける突発的で想定困難な事象による人員欠如について、一定の要件を満たす場合に限り、人員基準欠如減算の適用を一定期間猶予する取扱いが示されました。

つきましては、各事業所において、下記の取扱いをご確認いただき、必要な場合は所定の手続きを行ってください。

2 根拠通知

「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」

(平成 18 年3月 31 日 老計発 0331005 号 老振発 0331005 号 老老発 0331018 号)

… 上記の厚生労働省ホームページに掲載

3 特例的取扱いの概要

突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情が生じ、人員欠如が発生した場合は、ハローワークの活用等により職員の確保に係る取組を行っている事業所又は施設にあたっては、一部の職員の過度な業務負担をならないよう、適正な労働時間管理を行い、体制の整備を図ることを前提とした上で、1年に1回に限り、3か月を超えない期間(人員欠如の属する月の翌々月まで)は介護給付費の減額を猶予する。(介護・看護職員が人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合を除く。)

4 適用要件(詳細は、上記ホームページから、厚生労働省老健局 通知の(地域密着型サービスが対象となる)別紙4を参照ください。)

(1)職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)第8条に定める公共職業安定所(以下単に「公共職業安定所」という。)又は都道府県ナースセンター、福祉人材センター等の同法第 33 条に定める無料の職業紹介事業(以下単に「無料職業紹介事業」という。)を活用して職員の確保に係る取組を行っていること。なお、やむを得ない事情が生じていない場合においても、職員の求人を行う場合には、公共職業安定所又は無料職業紹介事業の活用等の職員の確保に係る取組を行っていることが望ましい。

(2)職員の確保に係る取組に当たって民間職業紹介事業者を利用する場合においては、医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者認定制度による適正認定事業者を含むこと。

(3)公共職業安定所、無料職業紹介事業等を活用して職員の確保に係る取組を行っている場合においても、当該事業所又は施設が自ら採用情報をウェブサイトで公表する等、職員の確保に係る取組を積極的に行っていることが望ましい。

(4)やむを得ない事情が生じた場合であっても一時的に職員の確保ができないことにより、一部の職員へ過度な業務負担とならないよう、当該事業所又は施設は職員の適正な労働時間管理を行い、体制の整備を図るよう努めること。)

5 手続

人員欠如減算の猶予適用を希望する事業所は、お早めに、北九州市 保健福祉局 介護保険課にご相談ください。

6 対象サービス

本通知の対象となる主な地域密着型サービスは次のとおりです。

【地域密着型サービス】

- ・地域密着型通所介護
- ・(介護予防)認知症対応型通所介護
- ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・(介護予防)認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設

7 留意事項

本特例は、人員基準欠如状態を容認する趣旨ではなく、あくまで突発的で想定困難な事情により一時的に人員配置が困難となった場合に限り適用されるものです。各事業所においては、平時から計画的な人材確保及び適正な人員配置に努めてください。

人員欠如減算の猶予についての詳細は、上記ホームページから、厚生労働省老健局 通知の(地域密着型サービスが対象となる)別紙4及び様式11を参照してください。

人員基準欠如が長期間継続する場合には、事業運営体制の見直しや利用定員の調整等について、指導の対象となる場合があります。